

増加する技能実習生、深刻化する制度問題

2016年5月21日

報告者：山村淳平（診療所勤務医）

1. はじめに

在日ビルマ市民労働組合にビルマ人技能実習生が相談にみられたのは、2015年8月ごろである。彼女たちは、とおくの九州からわざわざ東京までやってきた。くわしい事情をきくと、低賃金かつ長時間労働、パスポート・在留カードの取りあげ、本国での多額の借金返済、借金の未返済による本国での提訴などを口々にうたっていた。彼女たちのおかれている状況は深刻であり、その背景に複雑な事情があった。その後、彼女たちは難民申請した。

いっぽう、外国人収容所では、2015年からベトナム人被収容者がふえはじめていた。彼/彼女らのなかには、元技能実習生もいる。そして彼/彼女らの一部は難民申請しているという。

在日ビルマ市民労働組合への相談者のほとんどは、非正規滞在者/難民申請者であった。ビルマ人技能実習生の相談は、今回がはじめてである。ベトナム人元技能実習生の収容も、これまでほとんどなかった。しかも、元技能実習生の難民申請はきいたことがない。

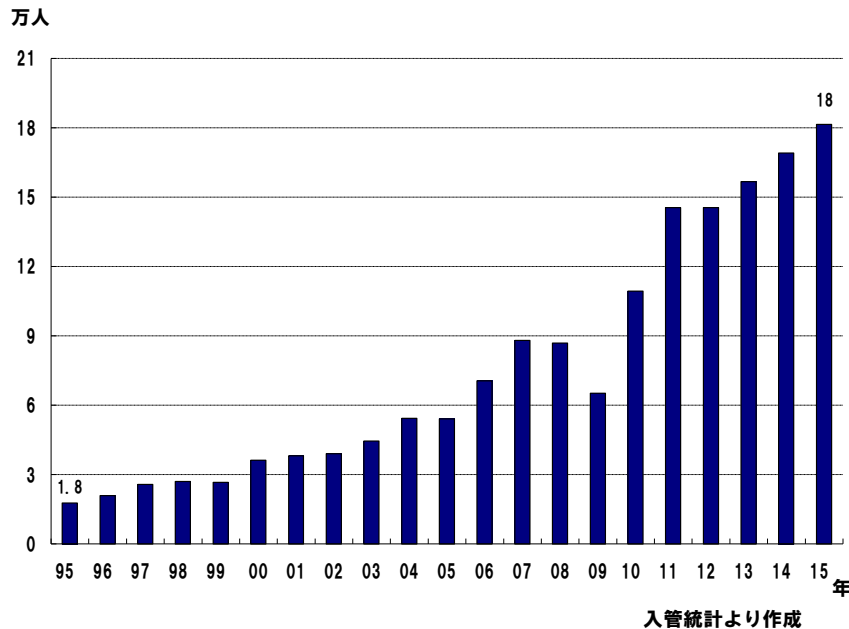
技能実習生の問題は、90年代から指摘されていた。それはおもに中国人技能実習生が被害にあっていた。ところが、中国人技能実習生がへってきており、そのぶん最近ではビルマやベトナムからの技能実習生がおおくなっている。それにともない、東南アジア出身の被害者がふえつつある。

技能実習生、難民申請者、そして被収容者をめぐるなかで、その内容にすこしずつ変化があらわれているようだ。それは、どのような変化なのだろうか。今後、どのように変わってゆくのだろうか。公表されている資料などをもとに分析し、なおかつ元技能実習生や支援者などに直接聞きとったうえで、それらをさぐってみた。

2. ベトナム人技能実習生の急増

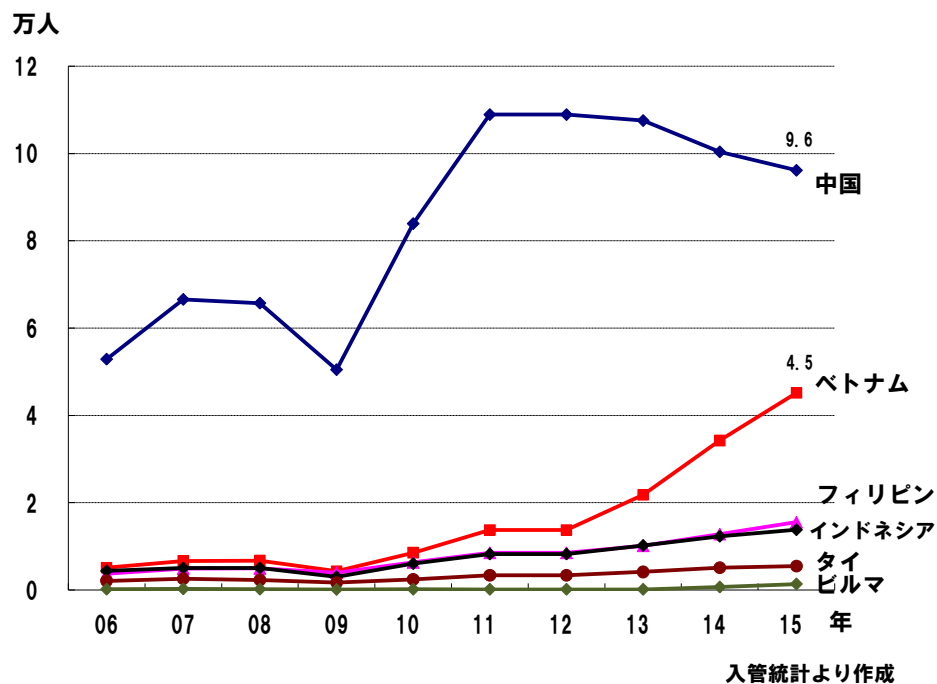
法務省入国管理局（入管）の統計によれば、技能実習生は年を追うごとにふえている。2015年では、95年の10倍となっている（図1）。

図1 技能実習生（外国人研修生をふくむ）数



国籍別でみると、中国からの技能実習生が減少し、それをおぎなうかのように、ベトナムからの技能実習生が急速にふえている。2006年にはわずか5100人だったのが、2015年には4万5000人と9倍となっている（図2）。

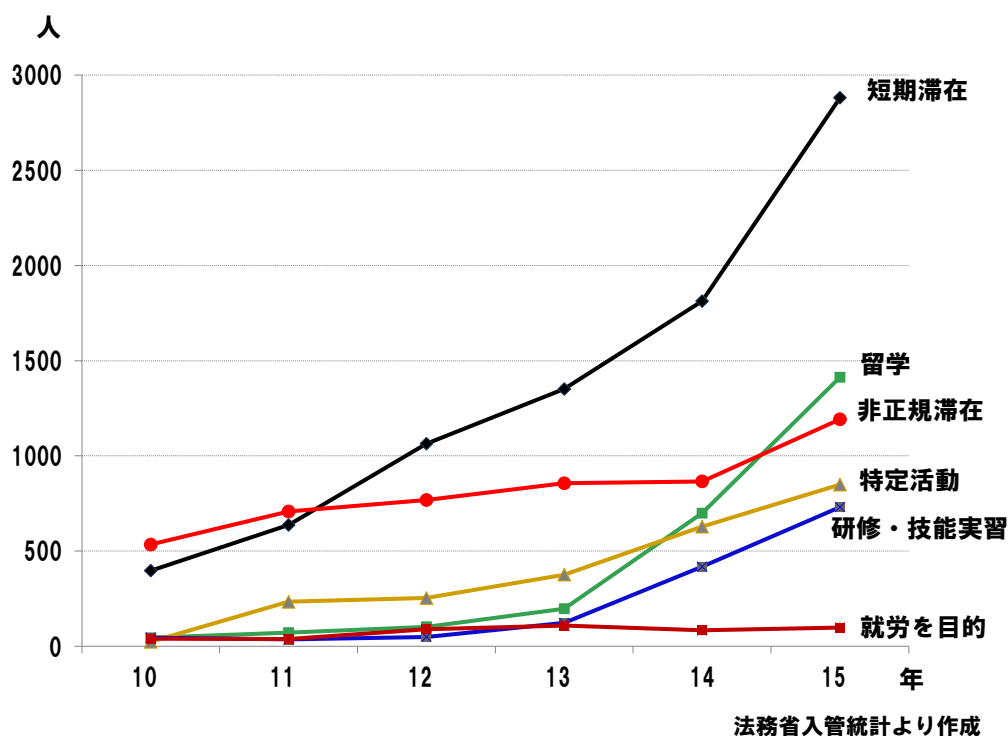
図2 技能実習生（外国人研修生をふくむ）－国籍別



3. 技能実習生から難民申請者へ

難民申請の資格別で見ると、技能実習生・短期滞在者・留学生などがおおくになっている(図3)。

図3 難民申請における在留資格別の推移



以前は非正規滞在者が大半だったが、2010年以降、ビザが有効なうちに難民申請すると、特定活動ビザがあたえられ、就労も可能となった。すると、ビザのある技能実習生・短期滞在者・留学生などが難民申請しはじめるようになり、2015年の申請者数は過去最高の7586人となった。

難民申請者のうち、ベトナム人は2013年にわずか30名だった。それが2015年に574人と19倍となり、国籍別では、上位第5位に位置している(図4)。

ただし、彼/彼女らが難民申請したところで、数年後に不認定となるのはあきらかである。99%以上の不認定率が、それを証明している。元技能実習生が、ビザのない状態、つまり非正規滞在者¹や難民申請者(場合によっては特定活動があたえられる)へとうつたとしても、最終的に強制収容・送還される運命となる(図5)。

¹ 非正規滞在者のうち、ベトナム人は2012年約1000人だったのが、2015年約3800人と4倍ちかくにふえている。

図4 難民申請における国籍別の推移

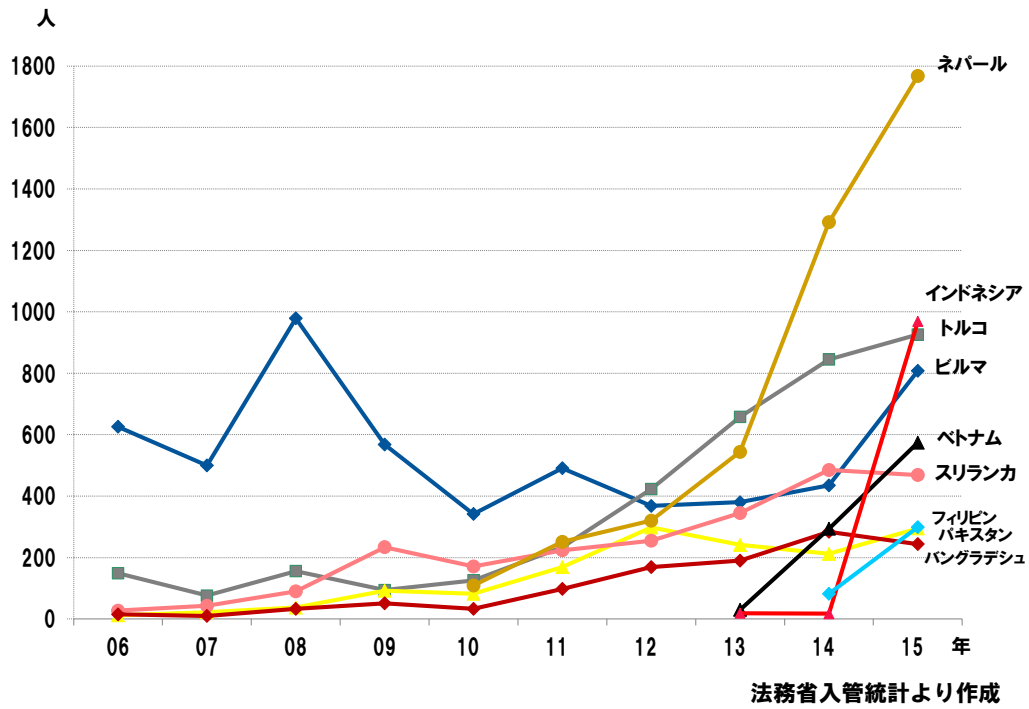
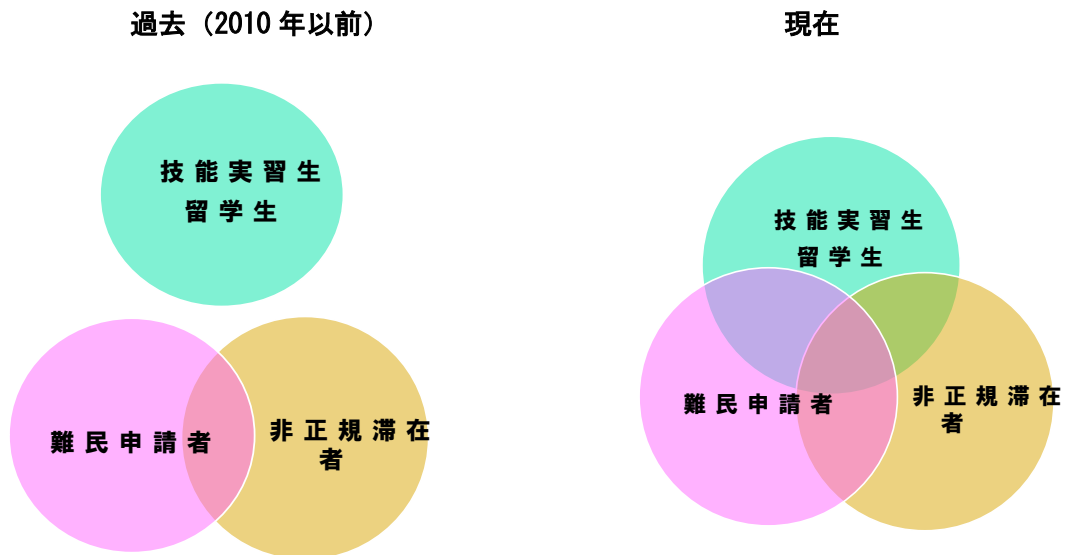


図5 難民申請者、非正規滞在者、技能実習生・留学性との関係



短期滞在 → ビザなし非正規滞在
 → ビザなし難民申請 → 不認定
 → 強制収容/強制送還

技能実習、短期滞在、留学 → ビザあり状態
 → ビザあり難民申請 → 不認定
 → 強制収容/強制送還

4. 技能実習生のかかえる問題

一連のながれは、難民認定制度の崩壊および技能実習生制度の破綻を意味する。だからといって、技能実習生など個人にその責任をおわせられない。むしろ、なぜそうってしまったのか、その要因や背景をかんがえたほうがよいだろう。それには、まず技能実習生の話の話を耳をかたむける必要がある。

ベトナム出身者とビルマ出身者などの元実習生十数人から状況をききとった。彼/彼女らの話は、一様におなじである。本国での送りだし団体でのだましの勧誘・保証金あずかり・日本での受け入れ団体での搾取・劣悪な労働環境と住居環境・雇用主による暴力/暴言であり、1ヶ所の職場しかはたらけず、本国での借金もあり、ガマンをかさねているなどである。さらに支援者および弁護士の話をも参考としながら、問題点をまとめた(表1)。

表1 技能実習生のかかえる問題点

| 発生要因 | 具体的内容 |
|----------------------------|--|
| 本国の送りだし機関 (仲介・斡旋業者) | 保証金、法外な手数料、強制貯金、好条件の提示(だます) → 保証金などの多額の借金を背負わせる |
| 日本の受け入れ機関 (協同組合などの仲介業者) | 厳重な管理、強制帰国 → 管理と強制送還は、入管の下請け |
| 実習先の労働現場 | 低賃金、長時間労働、残業代未払い、不当解雇、暴力・暴言、セクシャル ハラスメント、労災隠し パスポート・在留カード・健康保険証の取りあげ、 |
| 生活環境 | 日本語未習得、せまく不衛生な部屋 |
| 制度(法) | 他の職場への転職不可、転職すればビザ取り消され強制帰国 → 多額の借金返済のため、転職や帰国ができず あるいは、満期で帰国しなければ、保証金が没収される |

技能実習生の健康度をあらわす指標として、技能実習生の死亡者数についてみると、04年以降毎年20人以上となっている(図6a)。しかも、20代・30代で脳・心疾患および自殺で亡くなっている(図6b)。これは、きわめて異常な事態といつてよい。技能実習生を死にいたらしめるほど、過酷な状況におかれている証左なのだろう。

図 6a 技能実習生の死亡数

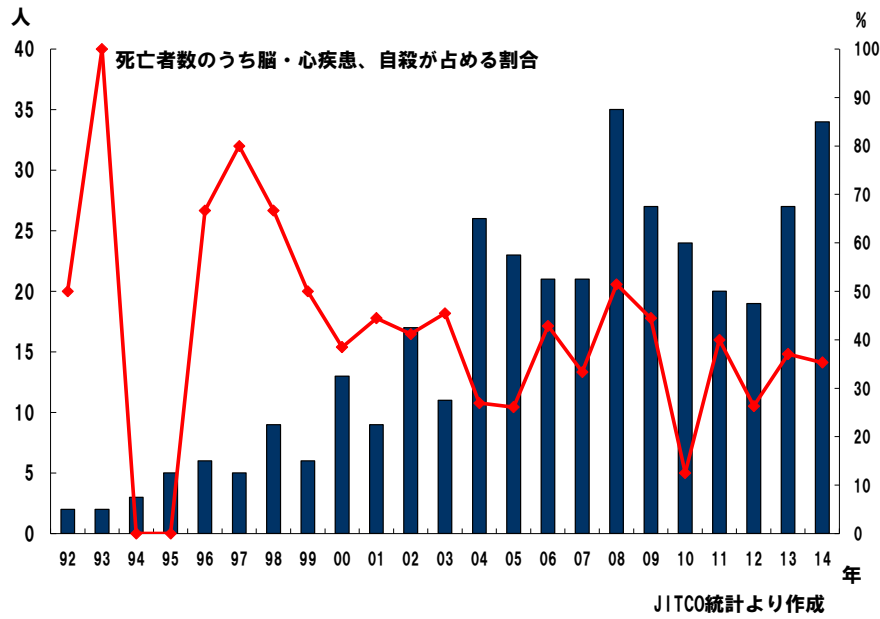
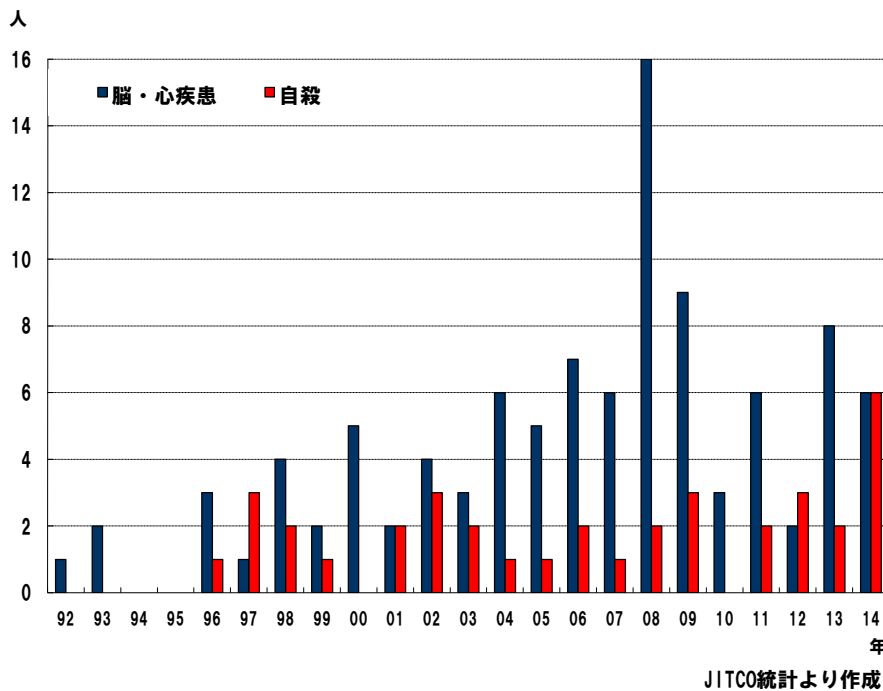


図 6b 脳・心疾患による死亡数および自殺数



日本に来るため、技能実習生は本国で多額の借金をかかえており、借金返済するまで帰国できずにいる。多額の借金のなかに保証金がふくまれている。3年間の満期で帰国しなければ、50万円以上の保証金が没収されてしまうのである。

インタビューしたベトナム元技能実習生のひとは、労働災害で左目を失明した。言葉の問題もあり、彼は労災についてはまったく理解していない様子であった。労災隠しの可能性があるため、さらにくわしい事情をたずねようとしたところ、会った翌日にベトナムへ帰国してしまった。50万円の保証金をもどってこないからである²。

はやく借金をかえすため、よりお金をかせがなければならない。それは、労働時間をふやし、睡眠時間をけずり、暴力に耐え、体を酷使するか、精神的においこまれ、心身ともに病んでしまう。これでは非正規滞在者や難民申請者のほうが、制限はあるものの、労働の自由があるだけに、まだマシである³。

条件のよい職場にうつろうとしても、技能実習生制度では、それがゆるされない。そこで、非正規滞在者となるか、難民申請するか、あるいは帰国するか、彼/彼女らは苦渋の選択にせまられる。本国にいるとき、彼/彼女らはこれほどまで追いこまれるとは、想像もしなかったという。

技能実習生制度の一連ながれのなかで、おおきな問題は保証金である。おそらく保証金や借金は、日本側の都合によってつくられたのだろう。それは、厳重な管理と強制帰国させるためである。送りだし団体とともに、受け入れ団体は、その意図がなくても、入管の下請け業務をおこなっているのである。

定住化させない方針のもとでつくられた国家の制度。それに寄生する受け入れ団体と送りだし団体。それらによって、技能実習生制度が維持されている。さきにしめした「難民認定制度の崩壊および技能実習生制度の破綻」は、制度自体に問題の根源があり、行政と下請け団体の制度運用によって生じている。問題発生は張本人が、制度を改善するはずもない。

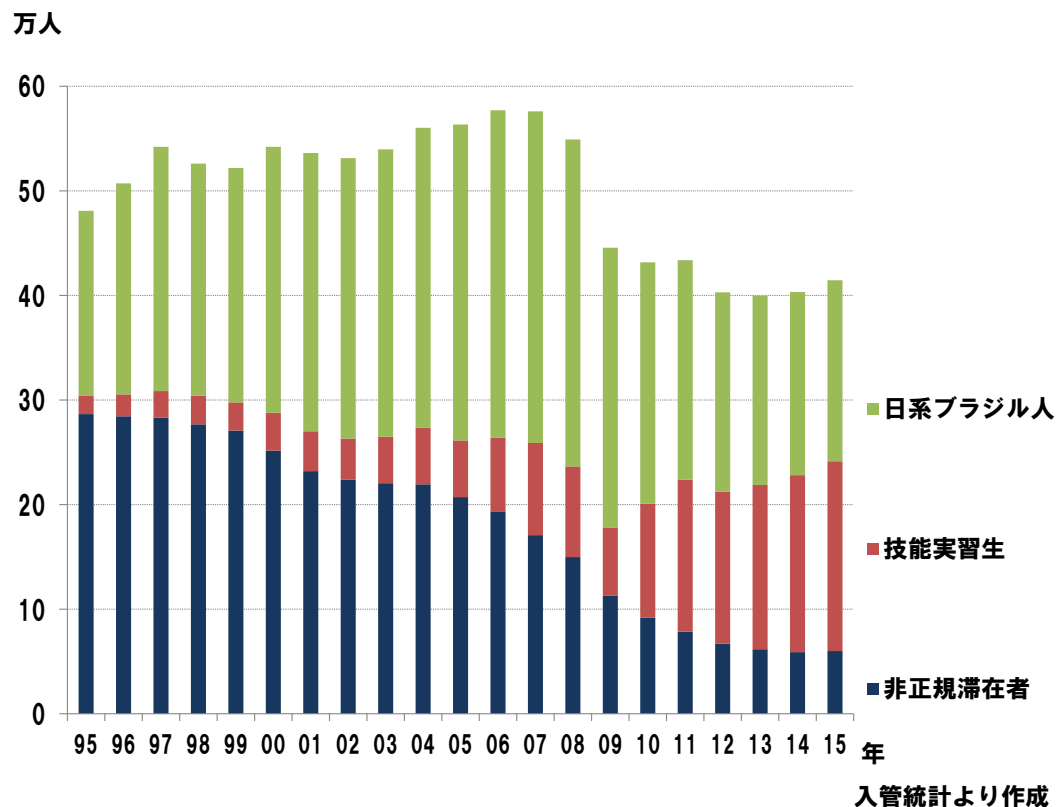
² 類似の制度として、入管に収容されている被収容者の保証金があげられる。被収容者は一時的に収容がとかれる仮放免時に保証金が必要となる。金額は20～50万円である。仮放免後に逃亡すれば、保証金は国家に没収される。

³ たてまえとして就労不許可である。しかし、生活しなければならず、はたらいっているのが現状である。入管も、なかば黙認している。

5. 労働力確保

ここで、技能実習生、日系ブラジル人、そして非正規滞在者の合計数の推移についてみてみよう。日系ブラジル人は、00年代中頃の30万人から17万人と大幅に減少している。非正規滞在者もまた、90年代初頭の30万人から6万人に減少している。労働力不足を穴埋めするかのように、より安価な労働力としての技能実習生がつかわれるようになってきた⁴（図7）。

図7 非正規滞在者、技能実習生、日系ブラジル人の合計



技能実習生制度は、官民あげての労働力確保のためにつくられている。政府・外郭団体・民間団体が、ふかくかかわる。そして、送りだし国のほうは、外貨獲得するために労働力を輸出している。同様に、行政、外郭団体、民間団体がかかわる。各国のそれぞれの団体が、ひろく、そして密接につながっている。

ところで、技能実習生制度は、将来性がみこめるだろうか。技能実習生制度について、農業をいとなんでいる人がかたっていた。

⁴ なお、日系ブラジル人および非正規滞在者には女性配偶者や子どもがふくまれるため、すべてが労働者ではない。

「せっかく技術が身についたのに、3年で帰国してしまう。やりづらい」

「技能実習生は、たかくつく」

「技術継承の点からいっても、賃金の点からいっても、技能実習生制度は割にあわない」

農業だけとはかぎらない。工業製品をつくるのも同様である。長期的な観点にたった雇用でなければ、技術は身につかず、継続されない。さらに彼は重要な点をのべている。

「最初は、外国人の雇用に抵抗があった。でも、そのうち彼/彼女らのほうが、一生懸命に仕事をしてくれる」

「技能実習生のように期間がみじかいと、信頼をえるのはむつかしい。その点、ながく暮らす外国人（非正規滞在者や難民申請者など）のほうが、おたがいの信頼関係をつくりやすい」

農業・漁業・水産加工・工業製品・建築現場などは、外国人（移民・難民）そしてそれに従事する日本人によってささえられている。そして、外国人をやすい賃金ではたらかせ、過酷な労働環境をつくりだすシステムに、日本人もくみこまれようとしている。彼/彼女らぬきでは、もはや日本の文明社会は維持できなくなっている。

6. チェック機関の存在

移民・難民は、いまや日本の社会の一員となりつつある。そうであれば、おたがいの信頼関係をきずきあげ、国籍やビザの有無に関係なく、日本人と外国人が一緒になって労働環境の改善を要求してゆく。それが、大切であろう。

それでは、実習先の労働現場において、低賃金・賃金未払い・暴力・セクハラなどがおきたとき、どうすればよいのか。いまのところ、労働組合・弁護士団体・支援団体に直接相談する以外にない。労働組合では APFS 労組、弁護士団体では外国人技能実習生問題弁護士連絡会、外国人労働者弁護団、暁法律事務所などがあげられる。また各団体との横のつながりも重視しなければならない。

技能実習生は3年間しか滞在できない。技能実習生みずから組織化し、問題に取りくむのは、とうてい不可能である。そこで、問題が発生したとき、受け皿となる移民・難民コミュニティが不可欠となる。

ビルマかんしては、ビルマ市民労働組合が技能実習生問題に取りくむようになった。ベトナムについては、ベトナム人のキリスト関係者がかかわりはじめている。弁護士団体・労働組合・支援団体が共同作業および情報共有してゆくうえで、外国人コミュニティはきわめて有効にはたらく。日本人だけでは、対応は不可能である。

このように直接の被害者の救援と並行して、問題の根源となる技能実習生制度をなくす方向にもってゆくことである。だが、それはきわめてむづかしい。制度維持する政府と政府寄生虫団体が強固にはばむからである。むしろ、制度を改善する方向にもってゆくのが現実的であろう。実際に改善した例がある。それは隣の韓国である。

韓国は日本の外国人研修生制度をそのまま導入し、1991年から外国人産業研修制度をはじめた。2004年には、技能実習制度にあたる一般雇用許可制を開始した。日本とほとんどおなじ制度だったので、日本で生じた同様の問題が頻発した。そこで、民間企業や仲介業者の不正や搾取をふせぐため、行政が責任をもって韓国語教育から帰国までの管理をになうようになった。また、転職を原則3回まで可能にするなど、制度を改善している。

韓国が雇用許可制に踏みきれたのも、行政・司法・立法から独立した第三者機関の国家
人権委員会の存在がおおきかったのだろう。

チェック機関の存在が重要である。それでは、どこをチェックするのかというと、技能
実習生を非人間的なあつかいに行っている組織である。それは、送りだし団体と受け入れ団
体、そして行政である。

7. 異民族排除の過去

ところで、排除によっておおくの被害者をうみだす制度が、なぜまかりとおるのだろうか。日本の入管行政において、外国人(移民・難民)は帰国が大前提となっている。旅行者などの一時的滞在のお客さん、および帰国を前提とする技能実習生は、大歓迎である。ところが、ながく住もうとする外国人移住者となると、対応は180度ことなり、きびしい制限をもうけている。定住化阻止が、日本政府の外国人基本政策となっているのである。過去の外国人対応が、それを証明している。

入管法の前身が、1951年に発令された入管令である。これは、50～60年代では在日朝鮮人の排除をおもな目的としていた。当初は、期待どおりに在日朝鮮人を追いだすことができなかった。そこで、用意周到に計画されたのが北朝鮮への「帰国事業」である。1960～70年代、‘人道支援’という名のもとで実施された在日朝鮮人にたいする追放である。

1980年代のベトナム難民の受けいれも消極的であった。受けいれ態勢が未整備だったため、ベトナム難民は日本で暮らしていくうえで、困難をきわめた。意図的に受けいれ態勢をととのえなかったのだろう。条約難民についても、おもてむき受けいれを表明しているものの、ひそかに追放している。

1990年代には暗黙の了解のもと、非正規滞在者をみとめていた。日本の労働力不足をおぎなっていたからである。ところが、労働力の供給源を非正規滞在者から日系ブラジル人および技能実習生へときりかえながら、2000年以降には非正規滞在者を追いだしている。これも定住化阻止の一環である。

非正規滞在者にとってかわった日系ブラジル人にたいして、2008年のリーマンショック時に帰国事業をすすめた。これも必要なくなったため、追放とみてよい。かつて30万人の数をほこった日系ブラジル人は、日本経済の衰退とともに、17万人へと減少の一途をたどっている。

経済や産業を維持し社会を安定化させるには、なんとしてでも外からの労働力、しかも安価で安定した労働力を確保したい。しかし、定住化はかならず阻止する。そして、管理も徹底しなければならない。それにうってつけの方法が、技能実習生制度だったのである。

技能実習生たちは、本国よりも高収入が得られる日本行きを希望する。ながく滞在し、はやく多額の借金をかえしたい、とかんがえる。そのつけいる隙をねらい、サギ師の手口によって、送りだし団体が技能実習生とその親族をだまし、借金を背負わせる。

借金のなかにふくまれる保証金は違法となっているにもかかわらず、送りだし国において公然とおこなわれている。その実態を日本政府は黙認している。それは、保証金の存在によって強制帰国が可能だからである。保証金制度は、出入国管理制度の一部をなしており、形をかえた手軽な強制送還の手段なのである。

受け入れ団体などは、技能実習生をかならず帰国させる。その実績をつみあげながら、行政機関からの信頼度をたかめる。受け入れ団体などは、いわば入管の代行業をも兼ねている。入管の仕事を肩代わりしてくれる受け入れ団体と保証金は、じつにありがたい存在である。入管にとって、保証金制度はきわめて都合のよい方式である。保証金の違法は、あくまで建前にすぎない。

日本の出入国管理政策や技能実習生制度がきびしさを増せば、それだけ送りだし団体の暗躍の場をあたえ、受け入れ団体は国家の庇護のもとで荒かせぎできる。かの団体は、国家事業でうまみを吸っているのである。

冒頭で、ビルマ人技能実習生のことをのべた。ビルマはかつて難民送りだし国であった。現在では、技能実習生送りだし国へと変身しつつある。ビルマは組織的に技能実習生を送り出す国となり、日本は組織的に技能実習生を受け入れる国となった。いまここで、日本は「技能実習生を受け入れる」といったが、3年間の「技能実習」を終了すれば、技能実習生は追いはられる。

となると、名目上日本は、難民も、技能実習生も、受けいれているかのようだが、実質的には排除である。日本は、ビルマ難民排除国からビルマ技能実習生排除国となりつつある。難民および技能実習生の送りだしと受け入れの基本構造は、ほぼおなじである。どちらも、国家の行政機関、そしてそれ関連する仲介業者などが関与している点でも、似かよっている。

8. 戦時中の強制連行

これまで 1945 年以降の戦後のことをのべたが、技能実習生制度に類似した大規模な国家事業が、戦前にもおこなわれていた。アジア太平洋戦争（第 2 次世界大戦）中における、朝鮮・中国からの強制連行である。

日本の若者が大量に戦地に動員された結果、国内の労働力不足をおぎなうため、国民徴用令などによって、朝鮮半島の人びとが日本国内の炭鉱・金属鉱山・軍需工場・飛行場などにかりだされた。

1939 年から 45 年の敗戦までの強制連行者の累計は、70 万人にもものぼる。大多数は農民で、文盲で母国語すらよめなかった。日本の過酷な労働環境のなか、彼らははたらかなければならなかった。

日本行きを希望した人も、なかにはいたであろう。朝鮮では、生活がくるしかつたからである。それでは、なぜ彼/彼女らは困窮していたのであろうか。「大日本帝国」が朝鮮半島で農民の土地をとりあげ、経済的苦境におちいらせたからである。

強制連行と技能実習生制度とをくらべると、おどろくほど類似している。そして、どちらも、ブローカー（斡旋業者、仲介業者、送りだし団体、受け入れ団体）の介在で成立している（表 3）。

敗戦とともに、強制連行は消滅し、大多数の朝鮮人は帰国した。ところが、強制連行の責任はだれもとっていない⁵。日本経済の衰退とともに、おそらく技能実習生制度もおなじ運命をたどるだろう。そして、技能実習生制度をとりいれた官僚の責任は追及されない。

それでは、なぜ外国人（移民・難民）を定住させないのだろうか。その疑問はこのころ。それは、拙著『難民からまなぶ世界と日本』の「排除の論理、そのゆくえ」のなかでくわしく論じている。

⁵ 戦争中の強制連行は、日本だけとはかぎらなかつた。同盟国のドイツも植民地のポーランドやベルギーで実施し、敵対国のフランスやイギリスも植民地の人々をかりだしていた。

表2 戦時中の強制連行との類似点

| | 強制連行 | 技能実習 |
|----------------------------------|--------------------------------|----------------------|
| 目的 | 戦争勝利のためエネルギー生産増大 インフラ整備 | 経済的優位にたつ 文明社会の維持 |
| 送り出し国担当官庁 (中国、ベトナムなど) | 朝鮮総督府 | 本国の省庁 |
| 受け入れ国担当官庁 (日本) | 中心的な官庁なし 各官庁にまたがる | 中心的な官庁なし 各官庁にまたがる |
| 企業 | 炭鉱企業 | 零細企業、農家 |
| 斡旋業者、仲介業者 | あり | あり |
| 人数 | 合計 約70万人 (39～45年) | 合計 約160万人 (95～15年) |
| 募集対象地域 | 農村地域 | 農村地域 |
| 学歴 | 低学歴(小学校未卒業)、文盲 末期には老人や病人も連行 | 中～低学歴 |
| 募集内容 | 実情とことなる条件を提示 | 実情とことなる条件を提示 |
| 期間 | 2年間 | 3年間 |
| 強制帰国 | あり | あり |
| 日本語教育機会 | なし | なし |
| 仕事先 | 炭鉱、土建 | 工場、土建、農家、水産加工 |
| 劣悪な住居環境 | あり | あり |
| 暴言/暴行 | あり | あり |
| ケガ、死亡 | 多発 | おおい |
| 転職 | 不可 | 不可 |
| 逃走 | 多発 | あり |
| 労働争議と抵抗 | 多発 | 多発 |
| 官庁・企業などの責任 | なし | なし |
| 末端の責任者 | マレに追及 | マレに追及 |
| 結末 | 敗戦とともに消失 | 経済衰退とともに消失の運命? |

強制連行にかんする参考図書：外村 大『朝鮮人強制連行』（岩波書店、2013年）

9. ドレイから年季契約労働者へ、そして出稼ぎ労働者

ところで、帰国を前提とした短期外国人労働者受け入れ制度は、どこから、どの時点ではじめられたのだろうか。

その原型をたどれば、16世紀からのアフリカからのドレイ労働にゆきつく。当時さかんだった三角貿易によって資本主義が浸透しはじめると、人の労働力がもとめられるようになった。商品価値のあるドレイは、アフリカ大陸から新大陸に‘輸入’されたのである。

ドレイ貿易が禁止されたものの⁶、植民地への労働力‘輸入’方法はいつそう巧妙な手口にかわった。19世紀からの年季契約労働である。植民地での労働力を、インドや中国からたくさんの契約労働者でまかなったのである。彼らは、本国への帰国が条件となっており、期限限定つきであった。

雇用主や仲介業者はきびしい規則をもうけ、年季契約労働者におおくの負債をおわせた。砂糖/ゴムのプランテーション、鉱山、港湾/鉄道建設では、彼らは過酷な労働を強いられ、ドレイにちかい状態におかれていた。それは、20世紀前半の植民地時代までつづけられていた。

20世紀はじめになると、南アフリカ連邦が、鉱山における契約労働者の受け入れを開始する。国策として自国内に他国民を積極的に受け入れたのは、これがはじめてであろう。南アフリカ連邦の国民自身が、危険な鉱山労働を避けるようになったからである。近隣諸国からの契約労働者は単身男性に限定され、2年間という雇用期間がさだめられた。典型的な帰国前提の出稼ぎ労働者である。

1940年代以降の工業発展時期になると、西洋と北米では大量の労働者を必要とした⁷。送りだし国と受け入れ国との協定によって労働者の‘輸出入’がおこった。イギリスやフランスなどは、かつての植民地から労働力を調達した。東ヨーロッパの植民地をうしななったドイツやオーストリアなどは、ゲストワーカー（出稼ぎ労働者）制度をとり入れ、南ヨーロッパやユーゴスラビアそしてトルコからの出稼ぎ労働者を受け入れはじめた。

⁶ アメリカ合州国では、ドレイ制度が廃止されたのち、アフリカ大陸におくりかえそうとした。リベリアがその候補にあげられ、当時のリンカーン大統領が、それをおすすめしようとした。ここでも、不要と判断された人びとは本国に追いだされてしまうのである。

⁷ 戦後の日本は、工業発展の労働力を日本の地方出身者にもとめた。この点が欧米諸国とことなる。

あくまで一時的な滞在であって、いずれ帰国するだろうと、受け入れ国はかんがえていた。ところが、出稼ぎ労働者は——元植民地からの人びとも——帰国せず、移住先の国で結婚し、家族を形成し、永住者となり、受け入れ国の市民となった。ゲストワーカー制度は失敗に帰したのである。一時的といっても、それは受け入れ国の都合でしかない。かならず定住する者があらわれる。それを契機に、西欧では移住を前提とした移民政策がすすめられてゆく。

期限限定つきの出稼ぎ労働者制度は現在でも、石油産出国のサウジアラビアやカタール、そしてシンガポールや香港などで採用されている。そして、日本も技能研修生制度という名目で導入され、現在の技能実習生制度へとひきつがれている。

ドレイ制度がなくなって、ひさしい。ところが、それは形をかえているだけであって、おなじ仕組みが現代においても継続している。ドレイ制度・年季契約労働・強制連行・ゲストワーカー(出稼ぎ労働)制度・技能実習生制度は、資本主義経済とつよくむすびついている。資本主義社会において、力のあるものが利益をむさぼりつづけるかぎり、それらの制度はなくなることはない。500年以上もつづけられてきているからである。

10. 移民・難民関連の援助産業化

これらの制度をすすめるうえで、受け入れ側の底にながれている意識は、人種差別であり、国籍差別であり、そして民族差別である。その意識は、利潤をうむ商品として移民・難民をあつかうようになる。売買はモノだけではない。労働力はもちろん、人の移動もまた利潤追求の手段となっている。

モノをあつかう商行為は、一般に原材料抽出、品質選択、輸出、製品生産、製品管理、流通、そして市場での売買というながれである。ヒトをあつかう場合も同様である。そして、原材料・商品・ヒトの流通を円滑にゆきわたらせるには、中間にたつ仲介業者や斡旋業者がなくてはならない存在である。

移民・難民にかんしてはいえ、ブローカーがそれにあたる。法のお墨つきをあたえられれば、アンダーグラウンドのブローカーは格上げされ、斡旋会社・仲介会社・人材派遣会社という名称にかわる。技能実習生制度においては、送りだし団体および受け入れ団体となる。会社や団体は、移動手配・ビザ取得・仕事斡旋し、そして通訳業をも兼ねる。

これら一連の業務は、一言でいいあらわせば、移民・難民関連の援助産業化である。新天地で人生をきりひらこうとする移民・難民を手助けすることで、お金がまわるのである。人びとの移動が急加速した 90 年代以降、ブローカー・斡旋会社・人材派遣会社などは、急成長の情報産業となった。

移民・難民の援助といえ、援助団体をおもいうかべるが、ブローカーや人材派遣会社も、だいたい似たりよつたりの仕事である。専門性をもつ仕事によって、生活費をまかなっている。援助団体とのちがいは、ほとんどない。無償でおこなう援助団体・労働組合・弁護士団体もまた、気づかぬうちに、援助産業の一構成要素として、くみこまれている。援助団体のみならず、移民・難民の研究者やマスメディア関係者も、そこからまぬがれない。

援助団体をブローカーや人材派遣会社の同業者としてみなすことにたいして、いささか抵抗をかんじる人もいるだろう。ちがいは、たしかにある。さきほどのべたように、経済的な利潤をえるか否かである。移民・難民から、お金を受けとるかどうかである。

もうひとつは、国家とどの程度のかかわりをもっているのか、国家にたいしてどこまで異議申し立てをするのかどうかであろう。国家との関係をふかめれば、損得勘定がでてきて、あえて国家を批判しなくなる。援助産業のうしろだてとして、国家は十分関与しているからである。

援助団体を維持するには、ブローカーや人材派遣会社の経営をなりたさせるには、そして研究者やマスメディア関係者の仕事を継続するにも、お上にけっしてさからったりしてはいけない。政府批判は禁物である。

外務省のODAとそれに寄生する企業・援助団体・研究者・マスメディア関係者をおもいうかべれば、十分であろう。JITCO（国際研修協力機構）とJICA（国際協力機構）は名前が似ているだけではなく、‘国際協力’という美名のもと、人びとの支配のみならず、自国の企業や援助団体を下請けとして取りこんでいる点において、構造と機能はかわるところはない。

ODAによる途上国の開発は、隷属関係をつよめ、途上国内の貧富の格差をうながし、自然を破壊し、その地に暮らす人びとをおいやっている。かつての「大日本帝国」は、人びとの土地をとりあげ、植民地の人びとを苦境におちいらせ、強制連行してきた。現在の日本は、途上国開発は貧富の格差を助長させながら、農村のまずしい若者たちを技術研修の名目でだましてつれてきている。現代というのは、過去とはけっして断絶していない。

11. 非人間的な世界システム

技能実習生の制度問題を軸に、歴史的・地理的に考察すると、労働現場での実態、受け入れ団体や送りだし団体の問題は、あくまで表層的な現象であることがわかる。

下層には、企業や国家がふかくかかわっている。そして、途上国も、先進国も、産業構造や人口の変化が、上層部をうながしている。さらに、資本主義経済・交通機関・情報網の発達、上層部をささえている（表2）。

表3 技能実習生制度問題の表層から深層まで

| | 促進要素 | 現象、行動 |
|-----|---------------|-----------------------------|
| 表層 | 受け入れ機関および仲介業者 | 劣悪な労働環境、安い賃金など |
| 第2層 | 送りだし機関（仲介業者） | サギ的行為による利益取得 |
| 第3層 | 法および制度 | 入管法、技能実習生制度 |
| 第4層 | 国家の方針 | 厳格な出入国管理、定住化阻止 短期滞在型の労働力 |
| 第5層 | 国家間の取り決め | 国家による労働力の輸出入 |
| 第6層 | 産業構造の変化 | 農業→工業→情報産業へ |
| 第7層 | 人口の質と量の変化 | 少子高齢化と人口減少 |
| 第8層 | 資本主義化 | 利潤の追求、貧富格差助長 |
| 第9層 | 交通機関・情報網の発達 | 容易な移動と情報取得 |
| 深層 | 文明化 | 制度と装置系の発展 |

現代は情報産業社会である。おおくの人びとが、高等教育をうけ、情報産業に従事するようになった。教育をすすめることによって、そしてマスメディアの発達によって、工業社会から情報産業社会へ移行したのである。移民・難民関連の援助産業もまた、情報産業のひとつである。

とはいっても、情報だけで生きてゆくことはできない。農業製品も、工業製品も、現代社会にとって必要である。それらをつくりだすには、労働力は不可欠となる。だが、高等教育を受けた人びとは、農業や工業などに従事しなくなった。モノづくり産業の労働力は、内からではおぎなえない。もはや、外から労働力をまかなう方法しかない。少子高齢化がすすんだ情報産業社会においては、なおさらである。

文明化によって形づくられた世界システムが、現代社会を維持している。わたしたちが享受している現代社会というのは、歴史的な積みかさねと、そして世界のどこかで見知らぬ人びとの犠牲のうえに成立している。このシステムは変わりようがなく、今後もおおくの犠牲者が、知らないあいだに、あらわれるだろう。

だからといって、身近にいる被害者を傍観する立場でいてよいのだろうか。それでは、ブローカーや人材派遣会社、難民発生の根本原因に目をむけようとしない移民・難民の援助団体とかわるところはない。

絶望的な状況であっても、ドレイ・強制連行者・技能実習生などは、かならず抵抗をこころみている。そして、過去のドレイ・年季契約労働者・強制連行者と、現在の技能実習生とでは、決定的にことなる点がある。それは、日本で弁護士・労働組合・支援者などの関与していることである。こうした情報がひろく瞬時にゆきわたるのも、情報産業社会の特徴であろう。

圧倒的な力の差があっても、国家の方針にさからう人びとは一定数存在する。問題にかかわった者は、情報産業社会の特徴を生かし、できるだけ彼/彼女らの声をひろいあげ、おおやけにしめしてゆく。それが、非人間的な状況をすこしでもかえるかもしれない。

なにも世界システムの変革という大風呂敷を、かかげなくてよい。すくなくとも、農家の人がかたったように（本文9ページ）、自身のまわりの世界において、国籍に関係なく、人間同士の信頼関係をきずきあげてゆくことが、大切ではないだろうか。